

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付要綱

(平成18年3月30日 保健福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に供する放課後児童クラブの整備を実施する法人に対して、予算の範囲内で放課後児童クラブ整備促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象となる整備)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる整備は、次に掲げるものをいう。

- (1) 新設 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号。以下「条例」という。）第9条第2項に規定する基準に適合し、耐震基準を満たした施設により、法人が新たに放課後児童クラブを設置（既存施設の他に設置する場合も含む。）するために、施設を確保し保育環境を整える改修を行う整備（さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会において「新設整備・開設」の承認を得た施設であって、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものに限る。）
- (2) 移転 条例第9条第2項に規定する基準若しくは耐震基準を満たしていない場合又は定員を拡大する場合において、条例第9条第2項に規定する基準及び耐震基準を満たしている施設を確保するため、既存施設を閉鎖し、別の場所（複数か所に分かれる場合も含む。）に放課後児童クラブを設置し保育環境を整える改修を行う整備（さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会において「施設認定（移転）」の承認を得た施設であって、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものに限る。）
- (3) 既存施設の整備 施設の安全・衛生環境の整備及び障害児の安全を確保するために必要な整備（破損や老朽化等により、通常の維持管理又は原状回復することを目的とする施設整備を除く。）
- (4) その他市長が適当であると認める施設整備

2 前項第4号に規定する整備において、新設又は移転であるものについては、それぞれ前項第1号又は前項第2号のさいたま市子育て支援施設等整備調整委員会の承認及び当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施することの要件を準用する。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる整備に係る経費のうち、初度賃借料、初度消耗品及び備品購入費、施設改修費とする。

2 前項の経費について、市その他の団体等から補助を受けているものは、交付の対象としない。

3 補助金により整備した設備若しくは購入した備品（以下「設備等」という。）が、第14条に規定する管理期間にあるときには、新たに補助金を受けることができない。

4 経費の支払いにおいて、ポイントカード等にポイントが付与された場合（クレジットカードのポイント含む）、その支払いをした経費については交付の対象外とする。ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を除いた額を交付の対象とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる区分及び整備種別欄に応じ、それぞれ同表補助額に定める額とする。ただし、実費額が補助額を超えない場合は実費額とする。

2 第2条第4号に規定する整備については、当該整備の内容に応じて「新設」「移転」又は「既存施設の整備」のいずれかの整備種別として取り扱い、別表に定める当該種別の補助額を適用する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、契約内容等の変更により申請額等に変更が生じたときは、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 事業者は、補助金の交付決定を受けた放課後児童クラブの整備実施後速やかにさいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付確定通知）

第 10 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払方法及び交付請求）

第 11 条 補助金は前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。この場合において、事業者は、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付請求書（様式第 7 号）により市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第 6 条に規定する補助金の交付決定をした場合で、補助事業の遂行のために必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。この場合において、事業者は、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金概算交付請求書（様式第 8 号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の取り消し等）

第 12 条 市長は、事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 2 条の規定による、補助金の対象となる整備要件を満たさないとき。ただし、小学校の長期休業期間等における一時的な児童数増加により、児童 1 人あたりの専用区画面積を 1.65 m² 以上確保できない場合を除く。

(2) 事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金取消通知書（様式第 9 号）により事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還等）

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金返還命令書（様式第 10 号）により、既に交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させるものとする。

(1) 前条の規定により補助金の取消が決定したとき

(2) すでに交付した補助金の交付額が実績額を上回るとき

2 前項の補助金の返還について、事業者及びその他の役員は、連帯してその責に任じなければならない。

（設備等の処分の制限）

第 14 条 設備等は、当該補助事業完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間を管理期間とする。

2 事業者は、前項の管理期間内において、市長の承認を受けないで、設備等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(交付の条件)

第15条 事業者は次の各号に定める条件を守らなければならない。

(1) 補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該補助事業完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(2) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金に係る消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第11号）により速やかに、市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月27日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年10月7日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日子ども未来局長決裁）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１０日子ども未来局長決裁）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２８日子ども未来局長決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１１月２７日子ども未来局長決裁）

この要綱は、令和５年１１月２７日から施行する。

附 則（令和７年２月１４日子ども未来局長決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月２６日子ども未来局長決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	整備 種別	補助額（限度額）	対象経費
初度賃 借料	新設 ・ 移転	(1) 放課後児童健全育成事業の実施に供する施設の土地及び家屋に係る賃借料 ア 市内主要駅（※）から１km圏内、かつ都市計画法に基づく用途地域のうち、「商業地域」、「近隣商業地域」に指定されている地域の施設 １クラブ ２３０，０００円 イ 市内主要駅から１km圏内の施設 １クラブ ２００，０００円 ウ 市内主要駅以外の駅から１km圏内の施設 １クラブ １５０，０００円 エ 駅から１kmを超える施設 １クラブ １２０，０００円 (2) 施設の受入可能児童数による加算 施設の専用区画面積（建築面積から、事務室、トイレ、手洗場、ロッカー、本棚等を除いた児童の活動スペース）を、児童１人当たりの専用区画面積（1.65 m^2）で割り返して算出される児童数が２０人を超える場合 ２０人を超えた受入可能児童数１人につき１，９００円 ただし、条例第１０条第４項の規定に基づく範囲を上限とする。 (1)及び(2)から算出された額の合算額と実費額を比較し、少ない額とする。	開所前月分の賃借料 賃貸契約締結時に掛かる礼金１箇月分
初度消耗品及び備品	新設	１クラブ ２００，０００円	事業の実施に必要な初度消耗品及び備品の購入費

購入費	移転	1クラブ 100,000円	
施設改修費	新設	施設改修に係る経費の5分の4以内 (1クラブ240万円を限度とする)	保育環境を整えるために必要な施設改修に掛かる経費
	移転	施設改修に係る経費の5分の4以内 (1クラブ210万円を限度とする)	
	既存施設の整備	施設改修に係る経費の5分の4以内 (1クラブ40万円を限度とする。ただし、対象経費の(1)～(5)にあたる場合は、1クラブ100万円を限度とする。)	施設の安全・衛生環境の整備に必要な施設改修に掛かる経費 (1)定員増に係る改修 (2)障害児の安全に係る改修 (3)空調設備に係る改修 (4)水回り設備に係る改修 (5)防災対策に係る改修

※ クラブとは、条例第10条第4項で規定する支援の単位をいう。

※ 市内主要駅とは、「さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱取扱要領」第2、
1 駅前型保育所等で規定する駅をいう。

年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付申請書

さいたま市長 宛て

申請者住所
申請者
代表者職・氏名
施設(クラブ)名称
施設(クラブ)所在地

年度さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金について、次のとおり関係書類を添えて交付申請します。

- 1 整備種別
☐ 新設 ☐ 移転 ☐ 既存施設の整備

- 2 申請額 金 円

- 3 申請内訳

(1) 初度賃借料	開所前月分賃借料	金	円
	礼金	金	円
(2) 初度消耗品費及び備品		金	円
(3) 施設改修費		金	円

- 4 消費税法に定める課税事業者について ※該当する□に「レ」チェック

☐ 課税事業者(届出により課税事業者となる場合を含み、簡易課税事業者を除く。以下同じ。)であり、補助対象経費を控除対象仕入税額に算入する。
☐ 課税事業者であるが、補助対象経費を控除対象仕入税額に算入しない。
又は、免税事業者又は簡易課税業者に該当する。

(添付書類)
該当するものについて、それぞれ提出をしてください。

- (1) 初度賃借料
・賃借料に関する仮契約書等
・周辺案内図(最寄り駅からクラブまでの直線距離が分かるもの)
・平面図(各部屋の面積を明記したもの)
(2) 初度消耗品及び備品購入費用に関する見積書
(3) 施設改修費
・改修工事費に関する見積書
・工事に関する図面(平面図、施工図等)
(4) 既存施設の改修の場合は整備を必要とする理由書

第 号
年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付（不交付）決定通知書

申請者住所
申 請 者
代 表 者 名 様

さいたま市長

年 月 日付けで申請がありました 年度さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付申請について、次のとおり（交付 ・ 不交付 ）決定したので通知します。

- 1 適用する整備種別
☐ 新設 ☐ 移転 ☐ 既存施設の整備

2 交付決定額 金 _____ 円

3 決定内訳

(1) 初度賃借料	開所前月分賃借料	金	円
	礼金	金	円
(2) 初度消耗品費及び備品		金	円
(3) 施設改修費		金	円

- 4 施設（クラブ）
(1) 名称
(2) 所在地

5 交付の条件

年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金変更交付申請書

さいたま市長 宛て

申請者住所
申請者
代表者職・氏名
施設(クラブ)名称
施設(クラブ)所在地

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度さいたま市放課後児童
クラブ整備促進補助金について、次のとおり変更がありましたので申請をします。

1 変更事由

(1) 補助申請額の変更

変更区分		変更前申請額	変更後申請額	増加（減少）額
(1) 初度 賃借料	開所前月分賃借料	金 円	金 円	金 円
	礼金	金 円	金 円	金 円
(2) 初度消耗品費及び備品		金 円	金 円	金 円
(3) 施設改修費		金 円	金 円	金 円
合計		金 円	金 円	金 円

(2) その他の変更（ ）

2 変更理由

（添付書類）
変更となったものについて、それぞれ提出をしてください。

- (1) 初度賃借料
 - ・賃借料に関する仮契約書等
 - ・周辺案内図（最寄り駅からクラブまでの直線距離が分かるもの）
 - ・平面図（各部屋の面積を明記したもの）
- (2) 初度消耗品及び備品購入費用に関する見積書
- (3) 施設改修費
 - ・改修工事費に関する見積書
 - ・工事に関する図面（平面図、施工図等）

第 号
年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金変更交付（不交付）決定通知書

申請者住所
申 請 者
代 表 者 名 様

さいたま市長

年 月 日付けで申請がありました 年度さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金変更交付申請について、次のとおり（交付・不交付）決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円
（うち今回増加（減少）交付決定額 金 円）

2 決定内訳

区分		決定額	増加（減少）額
(1) 初度賃借料	開所前月分賃借料	金 円	金 円
	礼金	金 円	金 円
(2) 初度消耗品費及び備品		金 円	金 円
(3) 施設改修費		金 円	金 円

3 施設（クラブ）

- (1) 名称
(2) 所在地

4 交付の条件

5 不交付決定理由

年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金実績報告書

さいたま市長 宛て

申請者住所
申請者
代表者職・氏名
施設(クラブ)名称
施設(クラブ)所在地

年 月 日付け申請の 年度さいたま市放課後児童クラブ
整備促進補助金の事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告しま
す。

1 実績額 金 _____ 円

2 実績内訳

(1) 初度賃借料	開所前月分賃借料	金	円
	礼金	金	円
(2) 初度消耗品費及び備品		金	円
(3) 施設改修費		金	円

3 交付決定額 金 _____ 円

(添付書類)

該当するものについて、それぞれ提出をしてください。

- (1) 初度賃借料
 - ・賃貸借契約書及び支払証明書の写し
- (2) 初度消耗品及び備品購入費用
 - ・明細書及び領収書の写し
- (3) 施設改修費
 - ・改修工事費に関する明細書及び領収書の写し

第 号
年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付確定通知書

申請者住所
申 請 者
代 表 者 名 様

さいたま市長

年 月 日付け交付決定した 年度さいたま市放課後児童ク
ラブ整備促進補助金について、 年 月 日付け実績報告に基づき、次
のとおり交付額を確定したので通知します。

1 交付確定額 金 円

2 確定内訳

(1) 初度賃借料	開所前月分賃借料	金	円
	礼金	金	円
(2) 初度消耗品費及び備品		金	円
(3) 施設改修費		金	円

3 施設（クラブ）

- (1) 名称
- (2) 所在地

年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金交付請求書

さいたま市長 宛て

申請者住所
申請者
代表者職・氏名
施設(クラブ)名称
施設(クラブ)所在地

年 月 日付け 年度さいたま市放課後児童クラブ整備
促進補助金交付確定通知を受けたので、次のとおり請求します。

- 1 交付請求額 金 _____ 円 (A) = (B) - (C)
- 2 交付確定額 金 _____ 円 (B)
- 3 概算交付額 金 _____ 円 (C)

【振込先口座】

振込先	金融機関			銀行 農協 金庫		支店	口座 番号	
	預金 種目	1 普通 2 当座	口座 名義人					

請求書受領日
年 月 日

年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金概算交付請求書

さいたま市長 宛て

申 請 者 住 所
申 請 者
代表者職・氏名
施設(クラブ)名称
施設(クラブ)所在地

年 月 日付けで〔交付・変更交付〕決定を受けた 年度さい
たま市放課後児童クラブ整備促進補助金について、次のとおり概算による交
付を請求します。

1 概算交付請求額 金 円

2 交付決定額 金 円

3 概算交付請求をする理由

【振込先口座】

振込先	金融機関			銀行 農協 金庫		支店	口座 番号	
	預金 種目	1 普通 2 当座	口座 名義人					

請求書受領日
年 月 日

第 号
年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金取消通知書

申請者住所
申 請 者
代 表 者 名 様

さいたま市長

年 月 日付け交付決定した 年度さいたま市放課後児童クラブ
整備促進補助金について、次のとおり取り消します。

1 理由

2 補助金取消額 金 円

3 取消内訳

(1) 初度賃借料	開所前月分賃借料	金	円
	礼金	金	円
(2) 初度消耗品費及び備品		金	円
(3) 施設改修費		金	円

4 施設（クラブ）

- (1) 名称
- (2) 所在地

第 号
年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金返還命令書

申請者住所
申 請 者
代 表 者 名 様

さいたま市長

年度さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金について、次のとおり返還を命じます。

1 返還を命じる理由

2 補助金返還額 金 円

3 返還内訳

(1) 初度賃借料	開所前月分賃借料	金 円
	礼金	金 円
(2) 初度消耗品費及び備品		金 円
(3) 施設改修費		金 円

4 施設（クラブ）

- (1) 名称
(2) 所在地

5 返還期限 年 月 日

6 返還の方法

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

さいたま市放課後児童クラブ整備促進補助金に係る消費税及び地方消費税の
確定に伴う報告書

さいたま市長 宛て

申 請 者 住 所

申 請 者

代表者職・氏名

施設(クラブ)名称

施設(クラブ)所在地

年 月 日付 第 号で確定した標記補助金について、下記の
とおり報告します。

記

1 補助金の額（交付確定通知書により通知した額）

_____ 円

2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額

_____ 円

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

_____ 円

4 補助金返還相当額

_____ 円

※記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。